慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	吉武信彦君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2006
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.79, No.12 (2006. 12) ,p.125- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20061228-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

吉武信彦君学位請求論文審査報告

三月刊行。A5判、目次九頁、本文三二七頁、巻末資料四 合──デンマーク・EU関係史』(勁草書房、二○○五年 一頁)は、デンマークを事例として欧州統合過程における 吉武信彦君が提出した学位請求論文『国民投票と欧州統

論文の構成

国民投票の役割を論じた研究である。

本論文の構成は以下の通りである。

欧州統合研究と国民投票

問題の所在

史料と構成

第Ⅰ部 EUと国民投票・国会

第1章 EUをめぐる国民投票概観

はじめに

第2章 デンマークの国民投票・住民投票制度とEU問

デンマークにおける国民投票・住民投票の概観 デンマーク憲法からみた国民投票制度

EU問題をめぐる国民投票・住民投票

五. 四 おわりに

第3章 デンマークのEU政策と国会

はじめに

欧州議会の強化か、国会の強化か?

デンマーク政治とEU

国会欧州委員会の役割

おわりに

第Ⅱ部 デンマーク・EC関係の政治力学

第4章 デンマークと北欧協力・EEC-はじめに

二 一九五〇年代の北欧協力とEEC

一九六○年代の北欧協力とEEC

おわりに

第5章 EC加盟をめぐる国民投票(一九七二年)

はじめに

第三回EC加盟交渉の進展

はじめに

欧州におけるEU国民投票の概観

EUの政策決定過程と国民投票

おわりに

四三 EC加盟をめぐる国民投票 おわりに

第6章 単一欧州議定書をめぐる国民投票(一九八六

はじめに

EU案とデンマーク政治

単一欧州議定書をめぐる国民投票

四

おわりに

第7章 EU条約をめぐる国民投票 (一九九二年) デンマーク・EU関係の政治力学

はじめに

単一欧州議定書署名以後のECとデンマーク

国民投票キャンペーン

国民投票結果

第8章 おわりに (一九九三年) EU条約・エディンバラ合意をめぐる国民投票

はじめに

一九九二年国民投票以後の混迷とエディンバラ合

三 国民投票キャンペーン

国民投票結果

おわりに

第9章 アムステルダム条約をめぐる国民投票(一九九

八年)

はじめに

四 アムステルダム条約をめぐる国民投票 おわりに

第10章 ユーロ導入をめぐる国民投票(二〇〇〇年)

はじめに

EMUとデンマーク

ユーロ導入をめぐる国民投票

おわりに

終章

デンマーク人のアイデンティティと国民投票のゆ

デンマーク・EU関係におけるアイデンティティ 欧州統合過程における国民投票― ――その意義と限

初出一覧 あとがき

巻末資料

索引

内容の紹介

と略)が頻繁に実施されるようになっている。本論文によ 近年、欧州統合をめぐる国民投票(以下、EU国民投票

投票(住民投票も含む)が実施された。それらの国民投票 れば、二○○四年一二月現在、二一カ国で、四一回の国民

の中には欧州統合過程に対して大きな意味をもつものも少

四つの適用除外とデンマーク

アムステルダム条約締結交渉と四つの適用除外

以上

のように、

EUにおいて国民投票はますます大きな

る

一九五二年のECSC

(欧州石炭鉄鋼共同体)

発足以

法条約、さらにEUの将来について不透明感が強まってい

ては、 デンで導入のための政府提案が国民投票で否決され、 ても、二○○○年にデンマークで、二○○三年にスウェー 否決され、 ランドの国民投票でニース条約批准のための憲法改正案が かろうじて可決された経緯がある。二○○一年にはアイル ストリヒト条約)の批准案がデンマークの国民投票で否決 なくなかった。 同年フランスの国民投票でも大接戦となり、 同条約の発効が危機にさらされた。 再びEUに衝撃を与えた。 たとえば、 一九九二年にはEU条約 ユーロ 同条約をめぐっ の導入に関し 僅差で (マー 両国

る。

先行研究

0)

整

否決され、 スで、六月一日にオランダで実施された国民投票でともに 状態に直面している。 より署名された欧州憲法条約が、 また、現在、 批准作業が停止状態にある。 EUは国民投票をきっかけに統合の足踏み 二○○四年一○月にEU二五カ国に 翌年五月二九日にフラン その結果、 欧州憲

はいまだにユーロに参加していない

う。 はこれまでの停滞の中でも最も深刻なもののひとつであろ 発展と停滞を繰り返してきた欧州統合であるが、 現状

> U加盟国デンマークを事例として欧州統合過程において国 民投票が果たしている役割を解明しようと試みたものであ 存在となりつつある。本論文は、 かかる状況に着目し、 E

理と分析視角の提示を行っている。まず先行研究では、 九八〇年代までは国民投票にみられる国内政治は欧州統合 序章では、このような問題提起に対して、 しかし、一九九○年代に

票・住民投票による統制、 加盟国 批准案否決に示されるように、 研究では二次的なテーマに過ぎなかった。なぜならば、 度々与えたこと、②それを可能にする政治制度 ①デンマークの国内政治が欧州統合の進展に大きな影響を 加盟国が基本的に欧州統合について一枚岩にまとまってい 性を増している。 国民投票をはじめとする国内政治レベルのEU研究も重要 トと一般国民との間に大きな認識ギャップが生じ、 なると、一九九二年のデンマーク国民投票によるEU条約 ると想定されていたからである。]の国内政治と向き合う場面に直面した。その結果: デンマークを事例とする理由としては、 国会による統制) 欧州統合に関して、 があり、 **国** E U は エリー [民投

内政 していることを挙げている。 治の連関、 ②国会との連関、 分析視角として、 ③国民のアイデンティテ ①EUと国

ィの変遷の三つを提示している

度と国会による統制についても整理し、EU国民投票に関やその特徴を整理するとともに、デンマークの国民投票制第1部では、EU国民投票の全体像をつかみ、実施状況

の政策決定過程において国民投票がいかなる位置を占めて第1章で欧州各国におけるEU国民投票を概観し、EUする基本情報を提供している。

投票

(憲法第二〇条)

がある。同国際機関へ

同問題の法案採決では、

の主権委譲に関する国

重要なケースとして、

一九九〇年代以降、急増している。法的根拠では、憲法上、投票の実施は一九九五年までに加盟した新規加盟国に多く、多く実施している(国民投票六回、住民投票一回)。国民票・住民投票が実施されたが、国別ではデンマークが最もいるかを提示している。二一カ国で四一回のEU国民投いるかを提示している。二一カ国で四一回のEU国民投

加盟国の国内レベルの政治とのリンクが強調されている。政治」の見方として、EU諸機関レベルの政治のみならず、加盟、基本条約の改正に関するものが多い。次に、「EU

各国で様々な性格の国民投票が実施され、

EU法上は新規

特に、

国民はEUに対して国会総選挙、

欧州議会選挙に加

第2章では、デンマークにおける国民投票制度に焦点がることが指摘されている。

あてられている。

デンマークではEU国民投票以外にも多

決定の一翼を担うものと位置づけられている。EU関係でークでは、国民投票が制度的に国会の決定を補完し、政策その法的根拠、手順などが詳しく紹介されている。デンマ

数の国民投票が実施されており

(合計一

九回

の

国

民投票)、

ンマークでは重要なEU問題が度々国民投票にかけられ、に付託することが可能である。かかる規定があるため、デったが、投票者の過半数の賛成が得られた場合、国民投票会議員の六分の五の多数が必要であり、これには達しなか

さらにそれが慣習にすらなりつつあると考察されてい

. る。

国国会の地位の低下があり、加盟国の市民が欧州人アイデる。EUにおける「民主主義の赤字」の一面として、加盟国会を取り上げ、EU問題におけるその役割を分析してい第3章は、EU国民投票と密接な関係をもつデンマーク

九九四年まで国会市場問題委員会)がEU政策で大きな権続いた結果、国会の常設委員会である国会欧州委員会(一が多く、EU問題をめぐり政党間、政党内で激しい論争が解消も重要とされている。デンマークでは、少数連立政権の現状では、加盟国国会の強化による「民主主義の赤字」ンティティよりもナショナル・アイデンティティを強くも

がイギリスを拒否したことにより、

デンマークも一九六〇

クで問題とされ、

当時野党であった社会民主党、急進左翼

にされている。

年代にはECに加盟することはできなかった過程が明らか

義の赤字」はないとされるが、EUの政策決定の効率性な それを厳守してきた。その結果、デンマークでは「民主主 限を有している。 の態度は、 すべて同委員会の委任の範囲内とされ、 EUの閣僚理事会、 欧州理事会での政府 政府は

ど統制に伴う難しさもあるとしてい

第Ⅱ部では、

一九八〇年

代までのデンマークのEEC/EC政策を取り上げ、 中で国民投票がいかに実施されたかを考察している。 第Ⅰ部の基礎的作業をふまえ、 その

イギリスとの関係を重視する外交政策を展開してきた。 の経済協力に親近感をもつと同時に、 17 九七○年以前のデンマークのEEC/EC政策を整理して る 第4章では、 デンマークは北欧諸国の一国として他の北欧諸国 前史として第三回EC加盟交渉の始まる一 第一の貿易相手国 L ٤

デンマーク人にとっては、ECは純粋に経済協力の機関で

あったことが指摘されている。

開始により、EECにも大きな関心を寄せた。 ったが、 九六〇年にはEFTA(欧州自由貿易連合) クもこれに従った。 イギリスのEEC加盟申請に伴い、すぐにデンマ しかし、 フランスのドゴール大統領 その結果、 の一員にな

か

西ドイツとの貿易、さらにEECの共通農業政策の

民投票は、 C加盟を決するまでの時期を扱っている。一九七二年の 交渉を開始し、 たのではなく、 を国民に説き、六三・三%の賛成を得て、 の多くが欧州統合の理念に共鳴してECに加盟しようとし た。この国民投票で明らかになったのは、 の場であった。社会民主党政府はEC加盟の経済的必要性 第5章では、 デンマークのEC加盟の是非に関して最終決定 貿易上の利益を求めていたに過ぎなかった。 デンマークが一九七○年六月にECと加 最終的に一九七二年一○月の国民投票でE これを乗り切 デンマーク国

書に対するデンマークの対応と国民投票(一九八六年二 条約であるEEC条約の改正が行われた。 効率的に実施するためにECの権限を強めようとして基本 打破しようと域内市場プロジェクトを開始したが、それを 月)を扱っている。 第6章は、ECの域内市場計画を促進する単 一九八五年以降、 ECは経済の停滞を それがデンマー 欧 捅

党が単一欧州議定書の署名に反対した。そのため、反対派 される見通しが立たないため、 が国会の過半数を占め、このまま議定書に署名しても批 保守中道連立政府は状況打

とを選択したが、

結果が僅差であったことを考えると、E

開 六・二%で可決され、 実施した。 は同議定書に賛成して域内市場という経済的利益をとるこ 0) ため同 結局、 .議定書署名の是非をめぐり諮問的な国民投票を 国民投票では、 この混乱は収束した。 議定書署名案は賛 国民の過半数 成 Ŧi.

分析されている。 Cを強化しようという動きに対しては不信感が強かったと

させ、 つの国民投票から考察している 第Ⅲ部は、 EUに発展したことに対するデンマークの対応を四 九九〇年代以降、 ECが統合をさらに深化

権限を強めることに集中しており、

そこにはそれまで国民

第7章は、

EU条約の批准をめぐる第一

回目の国民投票

条約であった。 ら九一年にかけての条約締結交渉の末に生まれたのがEU ECをより強化しようとする動きが強まり、 (一九九二年六月)を扱っている。 デンマークの保守中道連立政府は、 冷戦が終結する中で、 九九〇年か 野党の

党は、 戦終結後の混沌とした欧州情勢を安定化させる手段として 社会民主党などとも国会市場問題委員会、本会議で調整を これを支持した。デンマーク政府、 基本的にデンマークの希望が同条的に反映されたと 主要政党一致の下でこの交渉に臨んだ。これらの政 主要政党は、 冷

EUに期待した。

しかし、この条約の批准を最終決定する

場となった一九九二年六月の国民投票は、 ったことに加え、同条約の内容自体も国民の不安をあおる 反対五○・七%という僅差で否決した。 同条約が難解であ 条約批 准 法案を

ものであったとされてい 第8章は、EU条約の批准をめぐる第二回

目 の

玉

[民投票

市民権、 (一九九三年五月)を扱っている。 みられたEU条約へのデンマーク国民の批判は、 経済通貨同盟、 防衛政策、 第 司法内務協力でEU 回 |目の国 民 特に欧 (投票 州 K

票がデンマークで実施され、 認された。一九八○年代までの国 ンバラ合意つきで批准することについて、二度目の国民投 に提案した。一九九二年一二月、 ある。そのため、保守中道連立政府と国会主要政党は、 が共有してきたEC像とはかけ離れたEUがあったからで ィンバラ合意)。一九九三年五月には、 れら四分野でデンマークのみ適用除外を受けることをEC これらの分野の適用除外をデンマークに認めた 賛成五六・七%で批准案は承 エディンバラ欧州理事会 |民の欧州統合観を考える EU条約をエデ (エデ

は

Uを認めたとされている。 前進であった。 \pm |民の過半数 は

デンマークがEUの加盟国になれたこと自体、

大きな

政治的な存在としてもE

し、共通通貨ユーロを導入しはじめた。

適用除外を維持す

立政府は焦りを感じ、

デンマークもこれに参加したいと考

こうした事態に対して、

デンマー

クの左派中道連

か

第一陣としての参加を見送らざるを得な

クのEU政策の基本路線は影響を受けることはなかった。 結交渉で前述の四つの適用除外を維持した結果、 国民投票が実施され、 デンマークではこの条約の批准をめぐり一九九八年五月に アムステルダム条約が締結されたが、 EUの統合をさらに深化させるためにEU条約を改正する ム条約の批准をめぐる翌年五月の国民投票を考察している。 第9章は、 九九七年一〇月に調印されたアムステル 賛成五五・一%で批准法案は承認さ デンマークは条約締 デンマー ダ

う状態であったと指摘されている。 除外によりナショナル・アイデンティティを堅持するとい ンティティをもちはじめたが、 れた。デンマーク国民は、 EUの一員として欧州人アイデ 重要な部分では四つの適用

第10章は、共通通貨ユーロへの不参加を撤回するために、

貨同盟の実現に向けて着々と準備を重ね、 り上げている。 デンマーク政府が二○○○年九月に実施した国民投票を取 EU加盟国のうち EUは、 カ国が経済通貨同盟第三段階を開始 EU条約の規定に基づき、 九九九年一月、 経済通

> えた。 された。 対五三・二%となり、ユーロ導入法案は僅差ながらも否決 あった。結局、二○○○年九月に実施された国民投票は 回することについて、 や福祉政策の面で独自の政策を実施できなくなる不安が る不安、 そのためには、 特にデンマーク政府が金融政策の放棄により失業 国民の間には国家主権の象徴である通貨を放棄す 国民投票で国民に判断を仰 経済通貨同盟に関する適用除外を撤

結論として、 いう観点から整理し直し、デンマーク人の意識の変遷を考 以上の第Ⅰ部から第Ⅲ部までの分析を踏まえ、 さらに欧州統合過程における国民投票の役割 デンマークの国民投票をアイデンティティ 終章では iについ

強かったとされる。

冷戦の終結に伴い、 では一九八○年代末まで欧州人アイデンティティが政・ も考察している。 という現実的な判断があった。 国民双方に希薄であった。そこには、 アイデンティティについて、 欧州統合の深化の動きが顕著になり、 しかし、 経済的利益を求める 一九九〇年代以降 デンマ 1 ク

イティ デンマー の形成と浸透は遅れ、 -ク 国 民の間ではこうした欧州人アイデンテ それが国民投票では顕著に示

州人アイデンティティを徐々に共有するようになった。 政治家らは度重なる国際交渉を通じて信頼関係を築き、

欧

次に、

欧州統合過程における国民投票の意義として、

1

ティ 徐々に形成されていくとされてい されたと分析されている。 は、 欧州統合の深化とその成功体験の積み重ねにより、 国民の間 の欧州人アイデンティ

口、

練り、 諸機関や加盟国政府のエリー このどちらのシナリオが実際に起こるかは、 票によりEUが混沌とした状況になるというものである。 シナリオは、 に統合を進める弾みがつくというものである。 n 国民投票の意義と限界から大きく二つのシナリオが考えら 段、 がある。 決定への正統性付与、 る。一つは国民投票により、 ②政治的道具、 国民投票が欧州統合をさらに促進するかについては、 実行する際に、 国民投票の限界としては、 不確実で、 ③特別のコストが挙げられている。 ②国民のEU理解を高める教育効果 どの程度国民の声を取り入れるかに 政治的で、 卜 EUの安定性が増し、 が欧州統合の コストのかかる国民投 ①不確実な政策決定手 基本的にEU ための計画を もう一つの さら 将

価

像を概観し、

している。

究』、『国際政治』、『日本EU学会年報』など)をベースに

第1章においてこれまでのEU国民投票の

九九〇年代以降ますます国民投票が

ら第10章において最も多くEU国民投票を実施しているデ

れる傾向やその法的根拠の特徴を示すとともに、

第2章 実施 1

よると結ばれている。

Ξ

論文の意義と問題点を考察する 以 Ĺ 本論文の 内容を簡単に概略してきたが、 以下、 本

> 本EU学会、 や論文発表を精力的に積み重ねた後、 著者は、 向を概観するにとどまっていた。 を単独に分析するか、 この分野の研究は立ち遅れ、もっぱら個々の国民投票結果 高まっていた。 究の一環としてEU国民投票を本格的に分析する必要性 も多くなり、 巻末資料の初出 幅に加筆修正して本論文『国民投票と欧州統合――デンマ ことである。 ついて、 ク・EU関係史』を二○○五年三月に刊行したのである 本論文の意義は、 ミクロ その全体像を提示した体系的な分析となってい EU国民投票の問題に早くから注目し、学会報告 両面から考察し、 無視できない存在となっており、 欧州統合にとって国民投票が足枷となる場 日本比較政治学会)、 しかし、日本のみならず、 一覧によれば、 第一に、 あるいは多くの国民投票の全体的 デンマーク国民投票の実態に 本論文がEU国民投票をマ 本論文は学会報告四回 それに対して、 論文一三本 (『法学研 書きためた論文を大 欧米にお 欧州統合 本論文の ても 日

本論文は、 玉 内 政

国民投票からみたEU分析を国内政治レベ

ル

治

0))重要性

時に、国民投票自体のもつ難しさ、またEUにおける市民 段として定着し、 に揺れるEU」『日本経済新聞』二○○五年七月一七日朝 介しているところである(「今を読み解く『市民』『小国』 論文の書評において同志社大学の浜矩子教授も好意的に紹 宜にかなかった研究となっている。この点については、 に今日のEU停滞の背景を説明するものであり、 EUを混迷させる方向の二つを指摘している。 今後のシナリオとして、 国民投票のもつ意義、 の政治参加の不完全さも明らかにしている。 クにおいて国民投票がEU問題をめぐる通常の政策決定手 すべて実証的に分析したのである。それにより、 および 「書評フォーラム」 デンマークの民主主義の成熟を示すと同 限界を整理した後、 EUの民主主義を促進する方向と 『外交フォーラム』第二○七 EU国民投票の また、 これはまさ デンマー 極めて時 終章で 本

重要性を増すことになろう。

②国内政治レベルとEUレベル

の相

Ħ. 作用

論文の貢献が大きいことである。 は三つある。 第二の意義は、 EU国民投票の分析視角という点でも本 本論文に特徴的な分析視

会あるいは国民投票による批准)、

ベ

ル

の再交渉、

各加盟国

|の再批准手続きといった過程にみ

批准失敗の際のE

U

号、二〇〇五年一〇月)。

ル のEU分析視角と位置づけ、 深化と拡大が進展する中で、 治レベルの分析視角も注目され始め、 否決した後、ようやく国民投票への関心から次第に国内政 しかし、一九九二年にデンマークの国民投票がEU条約を の分析視角が長年軽視されてきたことを明らかにしてい 分において、 重要性を強く主張している。 国家間レベルの分析視角に比して、 EUレベル (EU域外レベル、 EU研究における国内政治 国内政治 先行研究を整理した序章 レベ 今後も、 国内政治 ルの分析視角 EU域 欧州統合 レベ 内レ Ò ル

ンマークを集中的に取り上げ、その六回のEU国民投票を

形成、 てきたが、 捉え、その全体像を押さえている点もEU研究上、 治過程とEUレベルの政治過程をひとつの政治過程として 本論文が、 従来、 EUレベルの国際交渉、 EU国民投票の分析では各加盟国 国民投票の分析は国内政治 国民投票を媒介にして、 各加盟国 国内政治 の文脈から分析され の批准手続き のEU政策 レベ ル 0 (国 政

61

られ 政治過程との一 るように、 玉 連の相 [内政治 互作用の中で、 V ベ ル 0 政治過 政策が形成され 程 と E U レベ ル

であろう。 これはデンマークに限らず、 EU政策は、 本論文の第2章から第10章が詳細に考察したデンマークの このような相互作用 他の加盟国にも妥当する視角 の積み重ねの結果であり、

③国会の重要性

を同時に考察していることである。 投票のみならず、 本論文におけるEU国民投票分析で目新しい 国会によるEU政策の審議、 国民投票という直 のは、 決定、 接民 統制 国民

主主義的手段であっても、それはあくまでも議会制民主主

悩

施しているにもかかわらず、デンマークのEU政策が機能 完全にその統制下においている。 州委員会は日常的に政府のEU政策の履行をチェック を補完するものでしかない。さらに、 義の枠内で機能しているものであり、 EU国民投票を頻繁に実 デンマークの国会欧 国会での審議 決定

も有するものである。

他 あ 国会が大きな権限を有している国はないが、 る 無視できないとして、 国 n 第三の意義は、 EU加盟国全体でみると、 のEU政策の分析でも重要な視点を提供している。 国会が重要な役割を果たしていることは事実であり、 デンマークのEU政策の歴史的発展を丹 デンマーク内政の特徴を明示してい EU政策でデンマークほど 程度の差こそ

一貫性を保持している背景として、

この国会の存

在は

盟国間の駆け引きや国内政治上の制約の中から行われた苦 ため、 文は従来の研究にはない、 合史が単純に拡大・深化を繰り返した発展史ではなく、 念に分析し、 のダイナミックな通史ともなっている。 がデンマークのEU政策の通史となり、 節目で大論争を繰り広げ、 デンマークはEUにおいて小国に過ぎないが、 0 とくに国民投票をすべて考察することによって、 選択の連続であったことが デンマークという一つの加盟国からの定点観測を行 新しい欧州統合史を提供していることである。 新し 国民投票を実施してきた。 わ い欧州統合史としての かる。 このように、 すなわち、 さらにはEU自体 EU発展 欧州統 それ その 加

同様、 位置づ こまで適用可能であろうか。 が 多く提起している点は明らかである。 治制度をもつ国々が存在し、 マークのEU国民投票の事例が他国のEU国民投票にもど ないわけではない。 以上のように、 頻繁に国民投票を実施する加盟国としてアイルラン けも大きく異なってい 本論文が欧州統合研究に新しい 第一に、 政治過程における国民投票の る。 EUには様々な政治文化、 本論文が中心に扱ったデン たとえば、 しかし、 デンマークと 全く問 知見を数

五五

テ

E

剂

スは成立していない。そのため、

著者の分析視角

も極 ル 0) 取れた政治形態を見出すかが問われている。

EUにおい

である。

加盟国の存在は現在も依然として厳然とした現実であ

人アイデンティティに裏打ちされたEUレベ

るのであり、

両者をいかに整合的に結びつけ、

者だけに求めるべきものではなく、 五カ国になっている現実を考慮すれば、これは本論文の著 ないドイツもある。 ۴ ンマークに限定せず、 とする研究者による研究の蓄積と共同研究による比較が望 ·がある一方、これまで一度もEU国民投票を実施してい 分析を進める必要があろう。 このため、 他の諸国にもさらに視野を広げて詳 EU国民投票の分析ではデ しかし、 欧州各国をフィールド EU加盟国が二

国の民主主義の機能強化が、必ずしもEUレベルの民主主 の機能、 EUのガバナンス論にみられるようなEU全体の制度やそ 義の機能強化には直結しないという逆説をEUは抱えてい 土台にして分析を進めているとの印象が強い。 効率性といった視点がやや弱いといえる。 そのため、 バランスの 一加盟

策決定過程に切り込んでいるため、

として取り上げ、

基本的に加盟国

の国内政治からEUの政

全体として国民国家を

まれるところである。

第二の問題点として、本論文の著者はデンマークを事例

うけられる。

民投票を取り上げた第5章から第10章を通読した時、

しかし、より大きな問題としては、

六回

一の国

章に

著者には本論文の成果を踏まえ、 研究のフロンティアに乗り出してもらいたい さらにEU自体の政治的

めて重要なものであることに疑いの余地はないが、

法第二○条の説明はたびたび登場し、 が目につく。 冊にした場合の問題点がある。 第三に、 長い時間をかけて執筆された個別論文を集めて 例えば、 国際機関への まず同じ事実の 権力の委譲を定めた憲 註も不要な反復 繰り 以がみ 返し

れたものになったであろう。 とである。 よってアイデンティティに関する議論に濃淡がみられるこ についてより深い考察があれば、 もう少し一貫性があり、 終章でアイデンティテ 本研究はさらに完成さ

を行い、 展開を観察し、 貫してデンマークを中心とする北欧からEC・EU Įλ わば足でかせいだ成果が本論文となっているの 国民投票のたびにデンマークで現地調査

しかし、著者は一九八六年のオーフス大学への留学以

0)

几 結 論

このような問題点を抱え、 将来の課題も残ってはいるが、

塾大学)の学位を授与するに値するものと判断し、その旨 は明白である。 よって審査員一同

は、

本論文が、

博士(法学)(慶應義

本論文は、欧州統合研究に大きく貢献するものであること

を報告する次第である。

平成十八年十一月八日

法 学 研 究 科 委 員慶應義塾大学法学部教授

田中

俊郎

主査

法 学 研 究 科 委 員慶應義塾大学法学部教授 教大 授学

副査

法慶

務應 研義

究 -塾 科 副査

庄司 横手 克宏 慎二

136